

H 1 9 専門部会の取り組み状況

部 会 名	森づくり部会	担	課、担当(グループ)名 森林整備課
部 会 長	岐阜県森林組合連合会 三島喜八郎	当	間伐担当
構 成 員 (所属名)	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県森林組合連合会 代表理事副会長 三島喜八郎 (部会長) ・極東森林開発株式会社 代表取締役 中原 丈夫 (副部会長) ・岐阜大学教授 篠田 成郎 ・岐阜県自然共生工法研究会 理事 清水 佳子 ・加子母森林組合 代表理事組合長 内木 篤志 		
平成 19 度 計 画	1	H 1 9 年度検討事項 基本計画の中の「健全で豊かな森林づくりの推進」の実現に向けた課題や具体的取り組みに関して検討する。	
	2	検討事項の具体的取組み 未整備森林対策として、森林所有者への働きかけや公的森林整備の具体的取り組みについて検討する。	
実 施 状 況	3	取組み状況 <ul style="list-style-type: none"> ・未整備森林対策について、3回に渡り各委員から提案をいただき協議した。 第1回(平成19年7月26日) 第2回(平成19年8月27日) 【内容(主な意見)】 ・森林の「整備」と「管理」は異なる。市町村、森林組合が「管理」をしていく必要がある。 ・市町村森林管理委員会の共通課題として、未整備森林対策を検討する。 ・未整備森林のまま放置している森林所有者の責務を問わなければ、補助金を使うことに対する県民の理解は得られない。 ・市町村が主体となって、必要に応じて施業の勧告を行う必要がある。 ・森林組合にもブレンが必要であり、外部からの人的支援も検討し、森林組合自体もビジョンを構築する必要がある。 ・山をファンドとして考え、伐った収入で保育費を賄う新しい制度が必要。 第3回(平成20年2月15日) ・森林所有者に森林管理の意志のないところは、要間伐森林による地上権設定や県有林化などが必要。また、新しい森林管理組織の検討が必要。 ・路網整備の施策を更に充実していく必要がある。 ・森林管理を森林組合が担うのであれば、キーパーソンを育てることが大切。(県職員を森林組合に派遣して、育てていく等) ・森林組合は、作業班を切り離し、森林管理の経営組織としていくべき。 ・各地域毎に、県民にわかりやすい資料で、現状・課題・対策結果を毎年地域の県民に説明するとよい。 ・間伐により整備された森林を、県民にアピールできる場に整備する。 	
	4	取組結果(未整備森林対策の最重点施策のまとめ) 所有者が森林の管理を行わない場合は、勧告等を行い市町村・県・森林組合等が森林管理を代行していく。一方で、健全で豊かな森林づくりを推進するために、路網整備の推進施策を拡充する。	
今 後 の 課 題	5	今後の課題 森林づくりには、森林を「管理」できる人材の育成が最も重要であり、今後森づくり部会でも、森林を管理していく「人づくり」や「仕組みづくり」について検討していく必要がある。	

H 1 9 専 門 部 会 の 取 り 組 み 状 況

部 会 名	木づかい部会	担	課、担当(グループ)名								
部 会 長	岐阜県立森林文化アカデミー教授 三澤文子	当	県産材流通課 県産材流通担当								
構 成 員 (所属名)	<p>〔委員〕 行灯工房代表 入江鐵夫 岐阜県立森林文化アカデミー教授 三澤文子 NPO法人グッドライフ・サポートセンター理事長 村瀬美代子 日本木材青壮年団体連合会平成16年度会長 山田貴敏 (委員のほか、製材関係4名、建築関係3名、建築士関係1名、企画会社関係1名、消費者代表1名、マスコミ関係1名、製品流通関係1名がアドバイザーとして会議に参加している。)</p>										
平成 19年 度 計 画	<p>1 H 1 9 年 度 検 討 事 項、 2 検 討 事 項 の 具 体 的 な 取 組 み 県産材流通総合戦略に基づき、木材生産から消費に至る各種の新たな戦略を具現化していくこととしている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">検 討 項 目</th> <th style="width: 75%;">主 要 な 戦 略 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木材生産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給のための素材生産団地の設定 ・ 全幹集材による搬出利用率の向上 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流通・加工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生産システムによる流通の合理化 ・ 素材等級に合わせた多様な用途利用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売・消費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費マインドを高めるためのPR戦略の強化 ・ スギ製品の生産拡大と新たな利用先の開拓 </td> </tr> </tbody> </table>			検 討 項 目	主 要 な 戦 略 の 内 容	木材生産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給のための素材生産団地の設定 ・ 全幹集材による搬出利用率の向上 	流通・加工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生産システムによる流通の合理化 ・ 素材等級に合わせた多様な用途利用 	販売・消費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費マインドを高めるためのPR戦略の強化 ・ スギ製品の生産拡大と新たな利用先の開拓
検 討 項 目	主 要 な 戦 略 の 内 容										
木材生産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給のための素材生産団地の設定 ・ 全幹集材による搬出利用率の向上 										
流通・加工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生産システムによる流通の合理化 ・ 素材等級に合わせた多様な用途利用 										
販売・消費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費マインドを高めるためのPR戦略の強化 ・ スギ製品の生産拡大と新たな利用先の開拓 										
実 施 状 況	<p>3 取 組 み 状 況</p> <p>第1回(平成19年6月21日)内容(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ぎふ証明材」認証システムと、直接補助によるインパクトあるPRの2つで、県産材住宅の普及を進めていく。 ・ 工務店の段階で県産材使用の可能性が途切れてしまわないよう、消費者及び工務店への啓発を進める。 ・ 木づかい読本は、子どもの興味をひくよう配慮して作成する。 ・ ぎふ証明材製品登録制度の創設を検討する。 <p>第2回(平成19年10月11日)内容(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材住宅の建築戸数について、計画達成を目指して啓発を行うとともに、状況に合わせて補助要件についても見直しを行っていく。 ・ 建築基準法の改正等により構造に対する要求が高まっていくことが予想されるので、県産材の品質明示に向けて準備を進める。 ・ 消費者に木の良さを認識してもらうため、森林の木材を見てもらうバスツアーも有効である。 ・ 県産材を使った住宅に対して、金融機関の住宅ローン金利低減制度創設を働きかける。 ・ 県産材を活用した玩具開発については、広葉樹にとらわれず、針葉樹を含めて検討する。 										

	<p>第3回（平成20年2月27日）内容（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の改正等により、品質の認証された製材品が求められるようになるので、スパン表の作成や品質認証等を推進する必要がある。 ・また、証明材の規格化や、供給のネットワーク化により、安定供給体制を整える必要がある。 ・20年度から新たに実施する住宅ローン優遇金利制度では、大消費地となる愛知県においてPRを強化する。 ・県産材おもちゃの開発事業では、幼稚園等のモニター結果をふまえて改良し、最終的には販売展開を目指す。 <p>4 取組結果（まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者対策として、19年度から開始した20万円助成事業が効果を上げており、20年度は住宅ローン優遇金利制度を加えて、愛知県も含めて更なる県産材の普及を図る。 ・建築基準法の改正等による木材の性能に対する要求に対応し、ぎふ証明材の品質基準の作成、規格化等を推進していく。 ・県産材おもちゃの開発事業等を通じて、子供から大人まで広く県民に県産材使用の意義を啓発し、県産材の普及を推進する。
<p>今後の課題</p>	<p>5 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大消費地である愛知県での岐阜県産材利用を推進するため、住宅ローン優遇金利制度を中心に愛知県での効果的なPRを行う。 ・県内はほとんどが中小製材工場であり、検査機械の導入も難しい面があるが、県産材の品質保証や安定供給体制についての対策を検討する。

H 1 9 専 門 部 会 の 取 り 組 み 状 況

部 会 名	普及・教育部会	担	課、担当（グループ）名
部 会 長	森のなりわい研究所 代表 伊藤栄一	当	林政課 緑化運動担当
構 成 員 (所属名)	〔委員〕 森のなりわい研究所 代表 伊藤 栄一（部会長） 岐阜県生活学校連絡協議会 会長 金山富士子（副部会長） 生涯学習コーディネーター 内田 晴代 NPO法人 杉の杜学舎 代表 鈴木 章 岐阜県小中学校女性校長会 会長 辻 壽子		
平成19年度計画	1 H19年度検討事項 森林環境教育をはじめとした普及・教育の推進方策について		
	2 検討事項の具体的取組み 昨年度、開催した2回の会議を通じて委員から意見、提言のあった下記内容を主体とし、森林環境教育を進める上で具体的に取り組みべき事項を検討する。 森林環境教育をはじめとした普及・教育の推進方策について ・森林環境教育の指針・企画（案）の検討 指針の策定〔指針（案）に対する意見・提言〕 ・基本計画の着実な実行のためのアクションプランの検討		
実施状況	3 取組み状況 第1回（平成19年7月2日） 森林環境教育指針の作成に向けて、指針（案）の内容と取扱いを議論した。 （主な意見） ・学校に負担のかからない仕組みをどのように作っていくかが重要。 ・都市部では森林環境にこだわらず、水環境などから入った方が分かりやすい。 ・学校という場で、地域の人に参加して行える仕組みづくりが重要。 ・森林環境教育の推進にあたっては、地域の特色を活かした森林環境教育を実施し、それぞれの地域にふさわしい体制を構築する。 ・企画・立案・調整のできるコーディネーターを育成することが重要。 木づかい読本の案を提示し、議論した。 （主な意見） ・もっと山とのつながりが具体的に分かる内容とする必要有り。 ・木を伐ることに対する罪悪感を取り除くような内容とすべき。		
	第2回（平成19年9月27日） 森林環境教育指針の今後の取扱い等について、議論した。 （主な意見） ・学校に負担が重くならない指針を行政で作成し、学校へ配布するのが良い。 ・表現については教育委員会としっかりと調整して行く必要有り。 ・森林環境教育の場合、教育者は学校の先生だけにしぼる必要はない。地域の人を積極的に活用する。 平成20年度の森林環境教育関係事業の実施方針について説明した。 ・ぎふ森林づくりサポートセンターの位置づけをもっと明確にすべき。 ・NPOセンター等とのネットワークづくりが重要。 ・コーディネーターの育成が必要。地域の人との連携を強化する必要有り。		
第3回（平成20年3月3日） 第2回会議以降に教育委員会等へ意見照会し、修正を行った岐阜県森林環境教育の進め方（指針）及び副読本について内容と取扱いを議論した。 （主な意見） ・指針を配布するだけでは森林環境教育の推進にはつながらない。指導者			

	<p>としての役割を担いうる人材は多いので、もっと積極的に情報収集する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領では「総合的な学習の時間」は大幅に減少する。森林環境教育を他の教科とうまく連携してやっていく必要がある。 <p>平成20年度森林環境教育、木育の推進について議論した。 (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育における木育の位置づけを明確にして情報発信する必要がある。 ・県内の学校でどの程度森林環境教育が実施されているのかを改めてしっかり調査する必要あり。 ・もっと自由な発想で森林環境教育を進めることが大切。 ex. 歴史博物館との連携（昔の道具は全て木製） ・大人（子どもを持つ親）に対する森林環境教育も重要である。（今の親は森林に接することが少なかった世代が中心。） <p>4 取組結果（まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育の進め方（指針）の検討について 森林環境教育の進め方（指針）は3月中に発行し、県内の全小、中、高、特別支援学校等に配布する。 ・基本計画の着実な実行のためのアクションプランの検討について 森林環境教育の進め方(指針)の浸透を図り、学校や地域との連携を強化し、より地域にふさわしい実施体制を整備することに取り組む必要がある。
<p>今 後 の 課 題</p>	<p>5 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針は県の森林環境教育の考え方を示したものであり、今後はこの指針に基づき、如何にして効率的に森林環境教育を推進していくか検討し取り組むこと。 ・木育の森林環境教育の中での位置づけを明確にしたうえで、効果的な実施方法について検討し取り組むこと。 ・森林以外の環境教育を実施している学校やNPOの取り組み状況も含めて把握し、連携することにより、それぞれの地域の実情にあった事業展開を図ること。